



令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

<相続登記をしない デメリット>

- 相続登記をしないで放置すると、相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない、手続きが複雑となり書類収集等の手間が増え費用が高くなる、といったデメリットがあります。
- また、正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、下記の
二次元バーコード
または、
『あなたと家族を
つなぐ相続登記』
で検索！



<相続登記をする メリット>

- 今なら、**期間限定の免税措置**により、例えば不動産の**価額が100万円以下の土地**については**登録免許税が課されない**といった、相続登記に係る費用面でのメリットがあります。

※相続登記の手続きや書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。



「面倒な相続手続を、より早く！より便利に！」

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数受けることができ、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で**戸籍書類一式の提出の省略が可能**となります。

詳しくは、「**法務局ホームページ**」で検索！

法定相続情報



お問合せは

水戸地方法務局

- 水戸地方法務局 ☎ 029-227-9922
- 常陸太田支局 ☎ 0294-73-0221
- 龍ヶ崎支局 ☎ 0297-62-0225
- 下妻支局 ☎ 0296-43-3937
- 取手出張所 ☎ 0297-83-0057

管内法務局一覧

- 日立支局 ☎ 0294-21-2253
- 土浦支局 ☎ 029-821-0783
- 鹿嶋支局 ☎ 0299-83-6000
- つくば出張所 ☎ 029-851-8186
- 筑西出張所 ☎ 0296-22-3495

「要らない土地を相続した場合の救済制度ができました！」

相続土地国庫帰属制度

相続によって取得した**不要な土地**を
法務大臣の承認により国が引き取ります。

※利用には一定の条件と、政令に定められた金額を支払う必要があります。

令和5年
4月27日
から



お問合せは

水戸地方法務局不動産登記部門

TEL. 029-221-5130

法務省 民事局
QRコード

自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を 水戸地方法務局でお預かりします

手続には
予約が必要です。

インターネットまたは電話での予約が可能です。

※申請予定日の3日前～1か月前に予約をお願いします。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



保管の申請に必要なもの

- ご自身で作成した遺言書
- 申請書
- 添付書類
(本籍及び筆頭者の記載のある住民票等)
- 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料 (3,900円)

- ・遺言書の原本及びデータを長期間保管します。
- ・遺言書の紛失等の心配がなくなります。
- ・お預かりした遺言書は家庭裁判所の検認が不要です。



あなたの
大切な遺言書を
守ります。

あなたの遺言をきちんと
伝えるための制度です。

※「公正証書遺言」とは別の制度です。

遺言書ほかんガルー

水戸地方法務局管内の遺言書保管所

本局 供託課	TEL. 029-227-9917	日立 支局	TEL. 0294-21-2253
常陸太田支局	TEL. 0294-73-0221	土浦 支局	TEL. 029-821-0792
龍ヶ崎支局	TEL. 0297-64-2607	鹿嶋 支局	TEL. 0299-83-6000
下妻 支局	TEL. 0296-43-3935		

※遺言書の保管申請は、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する保管所に申請することが可能です。
(詳しくは水戸地方法務局ホームページへ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>

水戸地方法務局

